

第4章 環境要素等の抽出

4-1. 環境要素

4-1-1. 環境影響要因の抽出

本事業の実施に伴う一連の諸行為等のうち、環境に影響を及ぼすおそれのある行為等（環境影響要因）を、本事業の内容（種類及び規模等）、事業計画地及びその周辺の自然的、社会的状況を勘案して表4-1に示すとおり抽出した。

表4-1 環境影響要因の抽出結果

区分	環境影響要因	抽出した理由
工事	建設機械の稼働	工事の実施に伴い建設機械が稼働するため、環境影響要因として抽出した。
	工事用車両の走行	工事の実施に伴い資材、建設副産物及び建設機械の運搬に用いる車両、工事関係者の通勤による乗用車等が走行するため、環境影響要因として抽出した。
	廃棄物・濁水等の発生	工事の実施に伴い廃棄物、濁水等が発生するため、環境影響要因として抽出した。
存在	建築物等の存在	新たな建築物等が出現するため、環境影響要因として抽出した。
供用	施設の供用	施設の供用があるため、環境影響要因として抽出した。
	施設関連車両の走行	事業計画地外において、施設関連車両が走行するため、環境影響要因として抽出した。

4-1-2. 環境影響要因との関係

環境要素は、「京都市環境影響評価技術指針」（令和4年7月）に示された環境要素とした。

これらの環境要素と、本事業において、抽出した「工事の実施中」、「供用後の施設の存在」及び「施設の供用」の各段階における環境影響要因との関係について、表4-2に示すとおり整理した。

表 4-2(1) 本事業における環境要素と環境影響要因との関係

環境要素		影響要因			備考
		工事	存在	供用	
大気環境	大気質	○		◎	工事中の建設機械の稼働、工事用車両及び供用後の施設関連車両の走行による影響が考えられる。 なお、工事中における建設機械の稼働台数、工事用車両交通量は、規模が大きい計画の際は工事期間を延ばし、工事期間中の建設機械や工事用車両の台数を一定とするため、いずれの案であっても車両台数のピーク時における影響に違いはないと考えられる。
	騒音・低周波音	○		◎	本施設で有機物や生ものといった悪臭の発生源となるものの取り扱いが想定していないため、悪臭による影響はないと考えられる。
	振動	○		◎	
	悪臭				
水環境	水質			○	供用後において、施設からの雨水排水が生じることから、水質及び水底の底質への影響が考えられる。 なお、供用後はいずれの案であっても、雨水排水は公共用水域へ放流する計画であり、水質及び水底の底質への影響に違いはないと考えられる。
	水底の底質			○	計画建物の基礎は杭基礎であるため、工事の実施により、地下水の水質に影響を及ぼす可能性が考えられる。 しかしながら、いずれの案も同等の基礎工事を行うことになるため、工事による影響にはほとんど違いはないと考えられる。
	地下水の水質及び水位	○			
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質				事業計画地は広大な谷底平野・氾濫平野に位置し、表層地質は沖積層であり、特に配慮しなければならない特異な地形・地質は存在しないと考えられる。
	地盤				本事業で揚水は行わないため、地盤沈下が発生するおそれはない。また、支持層まで建物基礎を打つことから、液状化が発生した場合にも建物の倒壊のおそれはない。
	土壌	○			事業計画地の一部が要措置区域に指定されており、土壌汚染の拡散などを生じさせない対策を適切に講じることとなるため、いずれの案であっても周辺地域に対する影響に違いはないと考えられる。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				現在、事業計画地は更地であり、動植物の主要な生育・生息環境はない。 本事業では、条例で求められる緑地面積以上を確保することとしており、その植栽にあたっては、外来種を避けるなどの環境配慮を講じていく。いずれの案であっても、新たに整備する緑地面積はおおむね同等であることから、動物・植物・生態系への影響に違いはないと考えられる。
	植物				
	生態系				

◎：第1案と第2案で差が生じる環境要素で、比較・評価対象とするもの

○：影響を受けるおそれがあるものの、いずれの案であっても差がない環境要素

表 4-2(2) 本事業における環境要素と環境影響要因との関係

環境要素		影響要因	工事	存在	供用	備考
人と自然等との豊かな触れ合い	景観			◎		建物の存在により、影響を及ぼす可能性があると考えられる。
	人と自然との触れ合いの活動の場	○			○	事業計画地の周辺には自然共生サイトである「さすてな京都ビオトープ」が存在する。事業計画地とは約 650m 離隔があり、かつ工事中及び供用後を通して本事業に関連する車両が付近を走行することはない。このことから、いずれの案も「さすてな京都ビオトープ」への影響はほとんどなく、自然と触れ合い活動の場への影響に違いはないと考えられる。
	文化財					事業計画地及び事業計画地近隣には埋蔵文化財包蔵地は認められず、埋蔵文化財への影響はないと考えられる。
環境への負荷	廃棄物等	○			○	工事による建設発生土及び建設廃棄物等の発生、供用による廃棄物の発生が考えられる。 なお、いずれの案であっても工事中における建設発生土及び建設廃棄物等の発生量、または、供用後における廃棄物の発生量は、差が生じるものの適切に処理するため、影響の程度に違いはないと考えられる。
	温室効果ガス等	◎			○	工事中においては、建設機械の稼働による温室効果ガス等の発生による影響が考えられる。 供用後においては、いずれの案であっても太陽光パネルの設置規模は同程度であるため、温室効果ガス削減効果の程度に違いはないと考えられる。
人の生活に密接に関わる生活環境の保全	風害					建物の存在により周辺の風環境が変化する可能性があるが、事業計画地周辺の既存建物と比較して計画建物の上階は突出していない。また、都市部においてビル風害が発生する可能性が高くなる目安は、一般的に高さ約 40～50m 程度以上※1 の建物とされており、いずれの案であってもこの目安と同等以下の高さであるため、生活環境に影響を及ぼすような強風の障害が生じることはないと考えられる。
	電波障害			◎		建物の存在による影響が出る可能性があると考えられる。
	日照障害			◎		

◎：第1案と第2案で差が生じる環境要素で、比較・評価対象とするもの

○：影響を受けるおそれがあるものの、いずれの案であっても差がない環境要素

※1：出典「都市の風環境評価と計画-ビル風から適風環境まで-」（1993年、（社）日本建築学会）

表 4-2(3) 本事業における環境要素と環境影響要因との関係

環境要素 \ 影響要因		工事	存在	供用	備考
その他	交通	○		◎	工事中の工事用車両及び供用後の施設関連車両の走行による影響が考えられる。 なお、工事中における工事用車両交通量は、規模が大きい計画の際は工事期間を延ばし、工事期間中の工事用車両の台数を一定とするため、いずれの案であっても車両台数のピーク時における影響に違いはないと考えられる。
	光害			○	供用後において太陽光パネルによる光害が発生する可能性があると考えられる。 しかし、いずれの案であっても太陽光パネルの規模は同程度であるため、光害が生じた場合の影響に大きな違いはないと考えられる。

◎：第1案と第2案で差が生じる環境要素で、比較・評価対象とするもの

○：影響を受けるおそれがあるものの、いずれの案であっても差がない環境要素

4-1-3. 比較・評価対象とする環境要素の選定理由

第 1 案と第 2 案で差が生じる影響要素で、比較・評価対象とする環境要素及びその理由は表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3 比較・評価対象とする環境要素の選定理由

環境要素 \ 影響要因		工事	存在	供用	選定理由
大気環境	大気質			◎	建物規模の違いにより、施設関連車両の走行台数に差が生じるため、供用における施設関連車両の走行による影響の程度が異なると考えられる。
	騒音			◎	
	振動			◎	
人と自然等との豊かな触れ合い	景観		◎		建物規模の違いにより、主に施設高さに差が生じるため、建物の存在による影響の程度が異なると考えられる。
環境への負荷	温室効果ガス等	◎			建物規模の違いにより、工事中における建設機械の稼働台数に差が生じるため、建設機械の稼働による影響の程度が異なると考えられる。
人の生活に密接に関わる生活環境の保全	電波障害		◎		建物規模の違いにより、主に施設高さに差が生じるため、建物の存在による影響の程度が異なると考えられる。
	日照阻害		◎		
その他	交通			◎	建物規模の違いにより、施設関連車両の走行台数に差が生じるため、供用における施設関連車両の走行による影響の程度が異なると考えられる。